

長生村自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和 6 年 7 月 1 日

告示第 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、もって事故被害軽減及び交通安全意識の向上を図るため、予算の範囲内において、ヘルメットの購入に要した費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車に乗車する者が、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等（以下「安全認証」という。）を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C マーク

カ その他アからオまでに類する認証等で、村長が認めるもの

(2) 使用者 村内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)により村の住民基本台帳に記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者（幼児用座席の同乗者を含む。）をいう。

(3) 購入費用 ヘルメットの購入に要した経費とする。ただし、当該ヘルメットの購入に係る送料及び手数料は除く。

(対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。ただし、その者が未成年者である場合には、そ

の保護者とする。

- (1) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者がヘルメット（自らが使用するものに限る。）を購入していること。
- (2) 世帯全員が村税を滞納していないこと。
- (3) 長生村暴力団排除条例（平成23年長生村条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、3,000円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個の購入に係る1回とする。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 購入したヘルメットの安全認証を確認することができる書類等
- (2) ヘルメットを購入した日付及び購入費用を確認することができる書類等
- (3) その他村長が必要と認める書類等

2 前項の申請は、ヘルメットを購入した日の属する年度内の末日までにしなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（交付決定等）

第6条 村長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

3 村長は、補助金の交付目的を達成するために必要であると認めたときは、交付決定に条件を付することができるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 村長は、交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の手段により

補助金の交付を受けるなど補助金の交付が不当であると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日以後に購入したヘルメットに係る補助金について適用する。

別 記
第 1 号様式（第 5 条関係）

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長生村長 様

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者※	住 所	〒				
	ふりがな				電話番号	
	氏 名					
ヘルメットの使用者			購入したヘルメット			補助金申請額 購入費用の 1/2 以内 3,000 円限度
ふりがな 氏 名	生年月日	続柄	メーカー 品名	安全認証 いずれかに○	購入費用 (税込み)	
	年 月 日			SG JCF CE GS CPSC その他 ()	円	円
	年 月 日			SG JCF CE GS CPSC その他 ()	円	円
	年 月 日			SG JCF CE GS CPSC その他 ()	円	円
補助金申請（請求）額					円	
補助金の振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協			支 店 出張所	
	口座種別	普通 ・ 当座			口座番号	
	フリガナ					
	口座名義人					

(※)使用者が 18 歳未満（児童・生徒）の場合は保護者

誓 約 書 及 び 同 意 書	
私は、長生村自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱に定める補助対象要件を満たしていることを誓約し、この補助金の交付事務に関し必要な範囲で、私及び私の属する世帯の住民基本台帳の記録情報及び村税の納付状況について、長生村の保有する公簿等により、村の職員が閲覧確認することに同意します。	
申請者氏名（自署） _____	

【添付書類】

- ☐ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード表面等）
- ☐ 領収書等の写し（購入日・購入費用・購入店名・商品名を確認できる書類等）
- ☐ 安全認証が確認できる書類等
- ☐ 補助金の振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

第2号様式（第6条関係）

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

長生村長 印

年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、長生村自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

使用者氏名			
補助金交付額	円		
振込予定日	年 月 日		
条 件	1 自転車に乗車する際はヘルメットを正しく着用し、交通ルールを遵守して、自転車の安全・安心利用に努めてください。 2 本補助金を受けて購入したヘルメットを、目的以外で使用し、譲渡し、転貸し、売却し、又は担保に供することを禁じます。 3 本補助金の交付要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

2 却下

却 下 理 由	
---------	--